

外国の看護師学校養成所を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者の大分県准看護師試験受験資格に関する要領

第1 目的

この要領は、大分県における保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第4号の規定に基づく同法施行規則第32条に定める准看護師試験の受験資格に関する基準の適用にあたって、具体的要件等を定める。

第2 審査対象者

外国の看護師学校養成所を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、大分県が実施する准看護師試験の受験資格を得ようとする者

第3 審査方法

審査対象者からの申請書類により審査を行い、第4に掲げる認定要件をすべて満たした者に対し、大分県准看護師試験の受験資格の認定を行う。

第4 認定要件

審査対象者が外国の看護師学校養成所を卒業し、又は外国において看護師免許を得るために要した教育が、保健師助産師看護師法第22条第1号又は第2号に掲げる者と同等以上であるか否かについては、次の(1)～(7)までの要件に基づき、大分県准看護師試験委員会において判断し、認定する。

(1) 外国看護師養成所の修業年限

ア) 外国看護師養成所の入学資格

中学校卒業以上（修業年限9年以上）又は同等と認められる者

イ) 外国看護師学校養成所の修業年限

2年以上

ウ) 外国看護師学校養成所卒業までの修業年限

11年以上又は同等と認められる者

(2) 教育科目の履修時間

履修時間の合計が、合計1,890時間以上で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号）等に規定する基礎科目、専門基礎科目、専門科目の時間数を概ね満たすこと。

(3) 教育環境

日本の准看護師学校養成所と同等以上と認められること。

(4) 学校養成所の要件

当該国又は州政府等によって正式に認められた外国看護師学校養成所であること。

(5) 外国看護師養成所卒業後、原則として当該国の看護師免許又は資格を取得していること。

(6) 当該国の看護師免許を取得する場合の国家試験又はこれと同等の制度が確立されていること。

(7) 日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験 N1 の認定を受けていること。

第5 必要書類等

申請に当たって、審査対象者は以下の申請書類を大分県福祉保健部医療政策課に持参し、提出する。

(1) 申請期間

4月1日から8月31日までとする。(8月31日が土日にあたる場合は、直前の平日を締切りとする。)

(2) 必要書類

下記ア)～ウ)に留意し、①～⑯の必要書類を準備すること。

ア) 指定された様式があるものは様式に従い、各1部ずつ作成すること。

イ) ⑬の様式6以外の申請書類及び添付書類は、すべて日本語で記載し、添付書類など外国語で書かれたものは、すべてに日本語訳を添付すること。

ウ) ⑦～⑪及び⑬～⑮については、提出書類と日本語訳の両方を公的な機関(当該国の大使館、領事館、外務省等)において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。

①大分県准看護師試験受験資格認定願(様式1)

②大分県准看護師試験受験資格認定申請理由書(様式2)

③履歴書

学歴については、日本の小学校に相当する学校から看護師学校養成所卒業まで、入学・卒業年次を各々の学校について西暦で記入すること。また、職歴についてもできるだけ詳細に記載する。

④在留カード、特別永住者証明書又は住民票の写し(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第76号)の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。)日本国籍を有する者の場合は戸籍抄本または戸籍謄本。申請前6ヶ月以内に発行されたものに限る。

⑤医師の診断書(様式3)

日本の医師資格を有する者により、申請前1ヶ月以内に発行されたものに限る。

⑥写真(様式4)

申請前6ヶ月以内に脱帽正面で撮影した6×4cmの写真1枚を貼付する。

⑦外国で取得した外国看護師免許証の写し

⑧外国における資格試験の合格証の写し又は合格証明書

⑨卒業した外国看護師学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明書

⑩卒業した外国看護師学校養成所の学業成績書の写し又は学業成績証明書

⑪卒業した外国看護師学校養成所で履修した科目ごとの教育内容、単位数及び時間数を明らかにした書類(教育課程、シラバス等)

当該施設長の証明のあるものに限る。教育内容は、講義と臨地実習の別がわかるように記載すること。単位制の場合は、必ず時間数に換算すること。また、クォーター制の場合はセメスター制として換算すること。

⑫保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表4における教育内容と、卒業した外国の看護師学校養成所の履修科目、時間数の対照表。(様式5)

*但し、当該学校養成所又は審査対象者により同様の書式で作成されたものでも可とする。

教育内容は、基礎科目、専門基礎科目、専門科目の別がわかるように記載する。また、講義と臨地実習を区別する。

⑬卒業した外国看護師学校養成所の施設現況書（様式6）（様式7）

卒業当時の状況を、卒業時「 年 月 日時点」の日付を入れ記載する。

⑭外国で外国看護師免許を取得した者にあつてはその根拠法令の関係条文の抜粋

法律の目的、資格の定義、免許、欠格事由、籍の登録、免許の交付及び免許証の付与（更新）、免許登録の要件、免許取り消し又は業務停止処分の手続き、国家試験の受験資格、看護師の業務制限、養成校の規定・基準、養成機関の入学資格等について記載する。

⑮卒業した外国看護師学校養成所のパンフレット

卒業した外国看護師学校養成所が当該国又は州政府等によって正式に認可されたものであることについて示されているものに限る。

⑯日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験 N1 認定書及び成績書の写し

(3) 申請時の注意

ア) 書類申請の際は、必ず事前予約を行うこと。

イ) 認定申請（書類提出）日時の予約、認定申請は必ず申請者本人がおこない、郵送及び代理による申請は受理しないので注意すること。

ウ) 申請書類に不備があつた場合は受理できないため、再度来庁が必要となる。申請前に書類がそろっていることを確認すること。

附則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

